

いませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小関勝助議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第83号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第4、議案第84号 長井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務委員長の報告は、原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小関勝助議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第84号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

産業・建設常任委員会審査報告

○小関勝助議長 次に、産業・建設常任委員会の審査の報告を求めます。

町田義昭産業・建設常任委員長。

(町田義昭産業・建設常任委員長登壇)

○町田義昭産業・建設常任委員長 おはようございます。

平成25年第8回市議会定例会において産業・建設常任委員会に付託になりました議案1件について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る12月13日に開催し、委員全員出席のもと当局関係者の出席を求め審査いたしております。

それでは、議案第85号 長井市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、長井市公共下水道事業受益者負担金の延滞金の基準割合について、長井市市税条例

に整合させるため提案されたものであります。

審査に当たり、上下水道課長からは、地方税法の一部改正に伴い、地方税に係る延滞金等の利率の見直しにより長井市市税条例の改正が平成26年1月1日より施行される予定である。下水道事業受益者負担金の延滞金の割合については、市税や税外収入と同等の取り扱いをしているため、整合性を図るべく所要の改正を行うものである。市税や税外収入に関しては、税制改正に伴う条例改正として、延滞金等に関する内容を含めて5月の臨時議会に提案し議決をいただいているとの説明を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、産業・建設常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○小関勝助議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小関勝助議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第5、議案第85号 長井市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

議案第85号について、産業・建設委員長の報告は、原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小関勝助議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第85号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

予算特別委員会審査報告